

令和8年度 一関市立中里小学校

第1回学校運営支援協議会

日時 令和8年6月9日(火)

10:20～11:50

場所 中里小学校 校長室

《 日程及び次第 》

1 授業参観 10:20～11:00 (各教室)

2 学校運営支援協議会

11:00～11:50 (校長室) 全体進行 事務局:副校長

(1) 開 会 (事務局)

(2) 挨拶 中里小学校 校長 大 森 亘

(3) 委嘱状の交付

(4) 役員選出

(5) 協 議 (進行:会長)

①令和8年度学校運営支援協議会概要について (事務局)

②令和8年度学校経営について (学校長)

③熟議

④情報交流等

⑤その他

(6) 閉 会 (事務局)



中里小学校運営支援協議会委員名簿

	氏 名	団体名・役職名	役 員
1	小野寺 和 雄 様	中里まちづくり協議会会長	
2	小 岩 み つ ぎ 様	中里地区民生委員児童委員協議会会長	
3	千 葉 政 弘 様	中里防犯交通安全協会副会長	
4	小野寺 康 光 様	中里市民センター所長	
5	齊 藤 裕 美 様	中里市民センター所長代理	
6	小野寺 洋 子 様	こばとクラブ主任支援員	
7	千 葉 剛 敬 様	中里小学校PTA会長	
8	大 森 亘	中里小学校校長	
9	千 田 祐 子	中里小学校副校長	

学校運営支援協議会今後の予定

会議名	日 程	内 容
第 1 回学校運営支援協議会	6 月 9 日 (火)	・学校運営支援協議会委員の委嘱 ・令和 8 年度学校経営について
第 2 回学校運営支援協議会	11月17日 (火)	・学校評価 (中間報告) ・2 学期までの学校運営について
第 3 回学校運営支援協議会	2 月 10 日 (水)	・まなびフェストの評価について ・今年度の学校運営の反省と次年度に向けて

学校経営構想

めざす子どもの姿

なかよく・かしこく・さわやかに・ともに輝く子ども

学校教育目標

《基本目標》 人間性豊かで、自ら学び、心身ともにたくましい子どもの育成

《具体目標》 心豊かで、助けあう子ども なかよい子
よく考え、学びあう子ども かしこい子
ねばり強く、鍛えあう子ども さわやかな子

ともに輝く子

めざす学校像	めざす教師像
(1) 夢と希望を育み、創意と活力にあふれる学校 (2) 人権が尊重され、安全で安心して生活できる学校 (3) 子どもがいのちを輝かせ、躍動する学校 (4) 児童・保護者・教職員が理解し信頼し合う学校 (5) 家庭・地域とともに連携・協働する学校	(1) 子どもの権利と人格を尊重し、一人ひとりを伸ばす教職員 (2) 温かさとしさ、信念をもち指導する教職員 (3) よりよい教育活動をめざし、協働する教職員 (4) 使命感と向上心をもち、信頼に応える教職員 (5) 研究と修養に心がけ、専門性を磨く教職員
人権が尊重される 人との関わり方の育成 主体的・対話的で 深い学びによる 表現力の育成 進んで健康・体力づく りに取り組む態度と、強 くしなやかな心の育成	(1) あいさつと返事の徹底 ・「いつでも、誰にでも」を基本としたあいさつ ・名前を呼ばれた際の返事 (2) 人間関係づくりの推進 ・縦割り班活動や児童会活動 ・相手の気持ちを考えた言葉遣い、名前の呼び方 (3) 生徒指導・道徳教育の充実 人権や多様性の認め合い ・自己肯定感(自己存在感・有用感)の向上 (4) 地域を大切にする心の育成 ・生活科・総合的な学習の時間を中心 (5) 授業改善と指導の工夫 ・スタンダードを中心とした学習基盤の構築、『揃える教育』から『伸ばす教育』への転換 (6) 学習内容(基礎基本)の定着 ・漢字力・計算力テストの実施と家庭学習の充実 (7) 読書活動の推進 ・読書意欲の向上と隙間読書・家庭読書 (8) 特別支援教育の充実 ・ユニバーサルデザインの視点を重視 (9) 自ら健康づくりに励む態度の育成 ・自ら生活を振り返り、自己管理能力を育成 (10) 進んで体力作りに取り組む態度の育成 ・年間を通して、計画的な体力づくり (11) 望ましい学習環境づくりに励む態度の育成 ・リーダー性、仲間と協力する態度を育てる縦割り班清掃指導の工夫 (12) 最後まであきらめない気持ちと、粘り強く頑張るしなやかな心の育成



◆人間性豊かで 中里小学校「まなびフエスト2026」

◆自ら学び 心身ともにたくましい中里っ子



なかよく

かじこく

さわやかに



1 進んであいさつをします。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分から進んであいさつをします。
⇒児童会活動を通して、相手を意識したあいさつについて考えます。
- ◇学校では・・・
⇒あいさつの模範を示し、様々な人と関わるよさを感じられるようにします。
- ◎家庭では・・・
⇒家族の間でも、顔を見てあいさつを交わしましょう。

2 自己肯定感と人権意識を高め、豊かな心を育てます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分の大切さとともに友達の大切さを認め、互いに助け合い協力します。
- ◇学校では・・・
⇒信頼関係の構築に努め、子どもたちにとって安心できる学校づくりに努めます。
⇒子ども同士が互いの人権を尊重し合い、相手を思いやる実践的態度や行動力を育成します。
- ◎家庭では・・・
⇒子どもの頑張りを認め、ほめたり励ましたりしましょう。



<達成目標>

- 1 進んであいさつ
・進んであいさつをする児童、保護者、教員の自己評価達成率が90%以上。
- 2 自己肯定感・人権意識
・振り返りアンケートで児童の自己評価達成率が80%以上。



3 「確かな学力」の育成を図ります。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分で課題解決の方法を考え、友達と比べたり、協力したりしながら考えを深めます。
⇒粘り強く課題に取り組めます。
- ◇学校では・・・
⇒子どもが主体となる授業改善に努め、できる喜びを感得できるようにします。
⇒タブレット等も活用し、基礎・基本事項の練習を繰り返します。
- ◎家庭では・・・
⇒その日の学習内容について、聞きましょう。



4 「家庭学習」に集中して取り組みます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒自分で決めた時間に進んで家庭学習に取り組めます。
- ◇学校では・・・
⇒家庭学習強化週間を設定し、子どもたちが意欲的に取り組むように支援します。
- ◎家庭では・・・
⇒お子さんの取り組みに目を通し、サインをしたり励ましたりしましょう。

<達成目標>

- 3 確かな学力
・諸調査（CART・全国学調・県学調）で全国平均以上。
- 4 家庭学習
・学年目標となる家庭学習時間をする児童の達成率が80%以上。（1年—20分 2年—30分 3年—40分 4年—50分 5年—60分 6年—70分）



5 自ら健康な体づくりに取り組みます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒生活リズムを整えて、自分の体を守ります。
（ぐっすり睡眠・すっきり起床・しっかり朝食・ばっちり排便・食べたら歯みがき）
- ◇学校では・・・
⇒望ましい生活習慣づくりのための指導をします。
- ◎家庭では・・・
⇒規則正しい生活リズムを作るために環境を整えましょう。

6 体力づくり・強くしなやかな心づくりに取り組みます。

- ☆子どもたちは・・・
⇒進んで体を動かします。
（体育・休み時間・掃除時間）
- ◇学校では・・・
⇒年間を通して、体力づくりに取り組みます。
（業間マラソン・なわとび等）
⇒強く、しなやかな心づくりに取り組みます。
- ◎家庭では・・・
⇒特別な事情を除き、徒歩で通学させましょう。
⇒子どもたちの話を聞き、寄り添ったり励ましたりしましょう。



<達成目標>

- 5 自ら健康な体づくり
・標準体重児童の割合が85%以上。
- 6 体力向上・運動の習慣化
・全国体力・運動能力調査でA～C判定児童が80%以上。

早期発見

早期発見のために

担任

- ・被害者からの相談
- ・周囲の子どものからの情報提供
- ・日常観察
- ・日常的相談活動

教職員

- ・「いじめアンケート」調査（毎月）
- ・教育相談月間（6月、11月）
- ・教職員同士の情報共有
- ・保護者からの相談、申し立て

学校外

- ・外部からの情報提供、通報

学 校 発 見 の 網 (二重、三重に)

いじめのレベル (区分) について

区分	態 様	具体的手段等	いじめ	具体的対応必要
I	・単発的、被害者・加害者の力関係未分化 ・特定されない個人と集団や1対1など ・周囲認識 なし	・けんか ・いじわる ・○○ごっこなどの過激な遊び		
II	・力関係一方向化 ・被害者・加害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 ・周囲認識 半数	・無風 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ ・SNS		
III	・被害者・加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化する ・腹痛、不眠などの身体症状 ・周囲認識 全員	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な敬い ・強要 ・SNS		
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・身体症状が深刻化 ・不登校など ・周囲 (担任も) 容認	・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ ・SNS		
V	・暴行など隠微なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識 4層化 (被害者) (加害者) (傍観者) (観衆)	・リンチ ・辱め ・残虐行為		

早期対応

生徒指導主事、上司への報告
学校いじめ防止対策委員会

緊急会議開催

- ・情報の整理
- ・「いじめ」かどうかの判断
- ・対応方針の確認

1 いじめの事実確認 (正確に、迅速に)

- 被害者の安全確保
- (1) 被害者からの聴き取り
 - ・周囲の子等からの聴き取り
 - ・状況把握で事実を固める
 - ・被害者からの聴き取り・事実確認
 - ・事実をもって丁寧に行う
 - ・自白の強要にならぬように
 - (2) 周囲の「いじめ速報」(電子媒体)と電話
 - ・様式1「いじめ速報」(電子媒体)と電話
 - ・様式2「いじめに関する報告書」(紙媒体)
- 緊急会議
・全員の確認
・対応方針の確認
市教委への報告

2 いじめへの指導

- 被害者の安全確保
- (1) 加害者への指導
 - ・形式的謝罪のみにならぬよう
 - ・社会性の向上、人格の成長に主眼
 - (2) 集団への指導
 - ・いじめは許されない行為
 - ・止めさせる、知らせる勇氣
 - ・尊重し合う集団
 - (3) 加害者保護者への対応
 - ・事実説明、協力要請、助言
 - (4) 被害者、保護者への対応
 - ・事実説明、支援の決意・方針表明
 - (5) その他
 - ・懲戒の検討
 - ・観察、手段の確認 等

3 重大事態の場合

- (1) 教育委員会
 - ・調査
 - ・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明
 - ・今後の対応表明、実行
 - ・市長への報告
- (2) 犯罪の場合
 - ・警察への通報

未然防止

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し (毎年)
- いじめ防止校内研修
- 情報の共有
- 保護者との情報交換
- 関係機関との連携
- 毎月のいじめアンケートの実施
- 全児童との面談 (6月・11月)

いじめを生まない集団づくりのために

- ～いじめ防止に関わる様々な取組具体例～
- いじめアンケート
- なかよしさわやか宣言の作成
- 縦割り班活動 (清掃・遊び)
- 児童会行事 (レク集会)
- 特別支援学級・学校の子どものふれあい活動

いじめを生まない集団 (学級) づくりに必要なこと

- 一人ひとりに自己存在感を与える (居場所づくり)
- ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
- ・学級が安心できる居場所になること
- ・学が楽しさ、達成感、充実感を感じさせること
- 共感的な人間関係を育成する (絆づくり)
- ・認め合い、学び合い、話し合いによる合意 (折り合い)
- 自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
- ・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

必携資料

- 学校いじめ防止基本方針
- 一関市いじめ防止基本方針
- いじめ防止対策推進法 (H25法律)
- いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル (岩手県立総合教育センター)

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。